

近年の税制改革論 — 消費税増税論の背景と実際 —

The Consumption Tax Reform and its Problems in Recent Years

藪 下 武 司

Takeshi YABUSHITA

Abstract

2010年の参議院議員選挙を機に、消費税の増税論が再燃した。本稿では、消費税導入時から問題とされてきた消費税の逆進性について検証する。第一に、80年代以降の政府税制調査会の答申内容と消費税の議論についてまとめる。消費税増税論は、議論の段階では概ね賛成されているが、政治的判断でタブー視されることが多かった。第二に、家計調査年報の所得階層別のデータを用いて逆進性について検討する。80～90年代にかけて、消費税の導入と引き替えに所得税減税や各種の特別控除等が行われ税負担は全体として増加しなかった。しかし90年代後半以降、景気後退による所得の減少や格差拡大、各種控除の撤廃など低所得層にとって不利な政策が続いたため、税制における負担感が増大した。このような負担格差に 대응するため、低所得層に対する新たな公平性確保の政策の導入が必要となる。

Key Words : 政府税調答申、消費税増税、逆進性、低所得層対策

1 はじめに

2010年7月の参議院議員選挙(以下参院選)を契機に、消費税の増税議論が再燃した。管総理大臣が消費税の10%への引上げ検討案と各党間の議論の必要性を打ち出したことで民主党は大敗したとされる。一方、野党自民党では従来から消費税の増税論を主張していたが、党税制調査会では税率15%への引き上げ論もある。

従来は、政府税制調査会(以下政府税調)の答申後、与党税制調査会で修正の後、政府改正案として議決・施行されてきたが、小泉内閣での消費税論議の延期方針や、安倍、福田内閣以降、最近では選挙対策のために税制改革の議論が先送りされる傾向にある。今回も参院選での民主党の敗退後、消費税については議論されていない。

本稿では近年、特に80年代以降の税制改革の議論とその背景について、消費税増税の問題点(逆進性)を中心に検討する。

1.1 マニフェストと消費税増税論

民主党のマニフェスト2010では、強い経済、強い財政、強い社会保障を掲げ、今すぐ実行する項目として、歳入・歳出両面における予算の見直しと、消費税を含む税制の抜本改革に関する超党派での協議を挙げている。具体的な税率に言及したのは、法人税率を18%から11%に引き下げることで、消費税等には言及していない。(注1)

昨年の民主党マニフェスト2009では、「消費税は4年間上げない」ことを公約、「埋蔵金を発掘すれば210兆円もの財源が捻出できる」として、ガソリン税の暫定税

率廃止(年間2.5兆円)、子ども手当の全額実施(23年度以降5.5兆円、22年度は2.7兆円)等を宣言したが、1年で公約を否定する結果となった。(注2)

一方、自民党のマニフェスト2010では、消費税を含む税制改革に関して、09年度税制改革法や「中期プログラム」に沿って実施すると記述した。税率については、①少子化対策、年金・医療・介護の機能強化に関する費用、②高齢化の進展に伴う社会保障費の自然増分、③消費税以外で賄われている社会保障に対する費用等を考慮し、具体的金額をあげ当面10%の引き上げを明記している。また、子育て等を考慮して低所得層への負担の軽減も検討している。(注3)

さらに日本経済団体連合会(2010)、全国知事会も、消費税の社会保障目的税化を確立し、税率を少なくとも10%まで早期に引き上げるべきであると主張する。(注4)

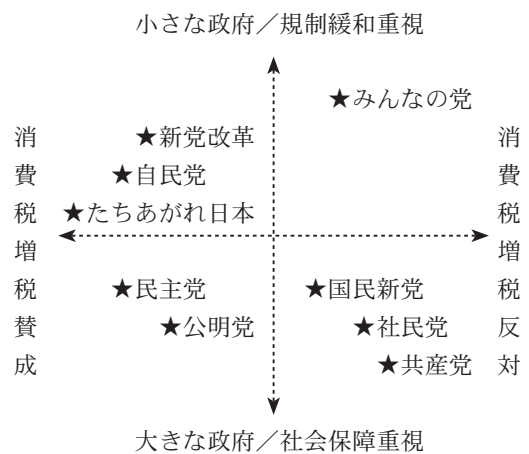


図1 各党の消費税に対する考え方
(出所)エコノミスト(2010)第88巻43号71頁。

2010年の参院選の結果では、事業仕分けや公務員制度改革、また規制緩和による経済活性化を訴えた党が、議席を増やしたのに対し、消費税増税反対を唱えただけの政党は、議席を減らす結果となった。この結果から、国民の多くは、今後の社会の負担を考え消費税の増税に反対はしないが、「戦後日本の経済社会で、誰がどれだけ得をして、それが公平(フェア)なのかどうかを根本から洗い出さない限り、新たな増税についての議論は始まらない」というのが正直な意見であろう。^(注5)

2 近年の税制改革論—税制調査会の答申を中心として

2.1 80年代以降の税制改革の流れ

近年の主要な税制改革である、87～88年の抜本改革、95～97年に行われた所得税減税と消費税率の改革、そして2010年現在の消費税論を考察する。

80年代以降、税制改革の基本的な考え方は「少子高齢化社会に対応するため、社会共通の費用を広く薄く分かち合う」、「直接税中心の税体系から所得・消費・資産のバランスのとれた税体系へ」という考え方である。^(注6)

表1は、80年代以降の税制改革の流れを3つの時期に分けてまとめたものである。時代により、基本的考え方や改革の背景などに変化がみられるものの、高齢化社会の財源確保という目的と、最適な課税ベースの選択という基本方針に変わりはない。

表1 80年代以降の主な税制改革の動き

年 度	基本的考え方	主な改正	改革の背景
抜本的税制改革 87,88年	<ul style="list-style-type: none"> 所得・消費・資産のバランスのとれた税体系 水平的公平の確保 公平・中立・簡素と広く薄く費用を負担する 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税創設、個別間接税の整理合理化 所得税・住民税の累進緩和、諸控除引上げ 法人税率の引下げ等 	<ul style="list-style-type: none"> 消費の多様化、サービス化 サラリーマンの重税感、不公平感 今後の高齢化の進展
税制改革 94～97年	<ul style="list-style-type: none"> 世代を通じた負担の平準化 安心して暮らせる高齢化社会、安定的な税収構造 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率の引上げ 先行減税(～96年)と特別減税の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本格的高齢化社会の加速・進展 中堅所得層の税負担の累増感
あるべき税制の構築 03年～	<ul style="list-style-type: none"> 課税の適正化・簡素化 安定的な歳入構造の構築 地方分権と地方税の充実確保 	<ul style="list-style-type: none"> 所得税、個人住民税の特別控除廃止 消費税(特例見直し)等 	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の経済社会で、持続的な社会の活性化を実現するための税制

(出所) 財務省HP「これまでの税制改革の流れ」1-2頁、加藤監修(2000)26頁参照。

2.1.1 抜本的税制改革(87年～88年)

87～88年にかけて、シャープ勧告以来の税制の抜本改革が行われ、それまでの個別間接税に代わり一律3%の消費税が導入された。当時における消費税導入の目的は3つで、①直間比率の是正、②少子・高齢化への対応、③間接税の簡素化・中立化であった。^(注7)

当時の政府税調の解説によると、課税ベースの広い間接税については、その逆進性や物価上昇の懸念など諸種の反対意見があることも事実である。しかし逆進性については、消費に担税力を認める立場にたてば、消費支出を基準とするかぎりむしろ比例的な負担となるのが当然である。また、所得を基準として考える場合でも、81年のOECDの調査によれば、英独仏はじめ7カ国で、消費課税の所得階層別の負担は、大体において比例的であるという結果が発表されている。^(注8)

2.1.2 消費税の税率引き上げ時期(94年～97年)

89年以降は、87、88年の抜本的改革をふまえて、その後の経済社会の構造変化に対応した税制の見直しが進められるとともに、その時々々の景気情勢に配慮した措置も講じられた。

94年の改革は、公正で活力ある福祉社会を実現するためには、公平・中立・簡素の基本原則に基づきつつ、高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らないよう世代を通じた税負担の平準化を図り、社会全体の構成員が広く負担を分かち合うことが重要であるという考え方に立って行われた。

具体的には、個人所得税について、中堅所得層を中心にした税負担の累増感を緩和するため、全体としての税率構造の累進緩和などによる税負担の大幅な軽減(所得税・個人住民税の恒久的な制度減税3.5兆円)を行った。消費税については、社会の構成員が広く負担を分かち合うよう、中小事業者に対する特別措置について必要な見直しを行い、税率を引き上げるにより消費課税の充実が図られた。^(注9)

一方で、97年4月から消費税率の引上げが実施されたことや、個人所得税の特別減税が継続されなかったことが、その後の景気後退の主な原因となったのではないかとの見方もある。98年の消費税の税収は、97年の2%の税率アップで4兆円増えたが、不況の深刻化で所得税、法人税収などが合わせて6兆5000億円落ち込み、税収は差し引きで2兆5000億円も減る最悪の結果になり、財政再建の計画も破綻した。^(注10)

2.1.3 あるべき税制の構築の時期(03年～09年)

03年6月、政府税調がまとめた中期答申「少子・高齢化社会における税制のあり方」には、「将来的には消費税を2桁の税率に引き上げる必要もあろう」という一文が明記された。また、日本経済団体連合会や経済同友会といった経済団体も、同じく03年に入って、消費税率

をやはり2桁にまで引き上げるべきだという提言を行っている。

しかし当時の小泉内閣は、「在任中は消費税の増税は行わない」として構造改革に重点をおいたため、税調の答申も実現されることはなかった。

06年には、石(2006)が「経済成長を重視する上げ潮流の主張で税収が増えれば、大幅な消費税の引き上げは必要ない」という主張は誤りである、と成長重視の政策の危険性を指摘した。この年、政府税調は意図的に答申を先送りし、その代わりに会長談話を公表する。そこでは「消費税を社会保障の財源として位置づけることを検討する必要がある」と強調し、税制改革の論点を、個人所得税に関しては、累進税率構造、各種控除、所得分類の見直しを挙げ、消費税に関しては、税率構造、インボイス制度、税収の使途、地方消費税を挙げた。^(注11)

06年12月の政府税調(本間税調)の答申では、経済活性化により税収増を実現することで、財政健全化を進めたいと考えた。この答申では、消費税については全くふれず、その理由として、消費税の議論は、①時間をかけて議論すべき、②税の自然増収があったため、③景気が揺らいでおり、攪乱要因にしたくない等を挙げた。しかし今回の答申も当時の安倍政権の選挙対策への配慮から先送りされたものである。^(注12)

08年11月の答申において当調査会は、「改革が遅れば遅れるほど、解決困難な課題は膨れあがってしまう。抜本的税制改革は、国民的合意を得てできる限り速やかに実施に移される必要がある」と指摘した。

また、税制抜本改革を進めていくに当たっては、「国民の理解と信頼を得ることが不可欠である。特に、社会保障の安定財源確保については、受益(給付)と負担の関係を国民に分かりやすく示し、理解を得ながら改革を実現していく必要がある」としている。^(注13)

2.1.4 現在の税制改革論(09年9月以降)

09年9月以降、民主党政権に交代してから、初めての税調には以下のような記述がある。

10年税制改正大綱には、税制全般の抜本改革を進めるに当たって、①納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を常に基本とする、②「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にする、③税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえて改革を推進する、④グローバル化に対応できる税制のあり方を考える、⑤地域主権を確立するための税制を構築していく、の5つの視点が掲げられた。^(注14)

一方消費税については、三党連立合意において「現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」との方針を示している。

消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜

本改革の検討などと併せ、使途の明確化、逆進性対策、課税の適正化も含めて検討していく。^(注15)

政府税調の専門委員会では、消費税の逆進性について、①社会保障給付は、個々人の事情に応じた細かな配慮を行うことが可能とし、低所得者を対象とした還付給付、軽減税率の可否も検討する。②納税者番号制度の導入や執行コストを考慮する必要がある。③軽減税率は、わが国の消費税の特徴を損なうおそれがあることにも留意が必要である、等の意見が出された。^(注16)

2.2 消費税増税論と消費税の問題点

歳出削減による財政構造改革と、各種租税の見直しによる歳入改革の議論の結果、やはり増税が必要であるという結論になれば、消費税増税論が有力な選択肢となる。その理由として、所得税と消費税の性格を比較すると、①消費税の増税は公的負担に関わる世代間の不公平を是正することができる。②経済成長を阻害しにくいなど、経済活動に中立的であるという意味で、他の税より望ましい性質を持っている。③社会保険料等のこれ以上の引き上げが不可能になっている事を考えると、現在の所得税の引き上げは勤労意欲に対する悪影響を及ぼすことが考えられる、等である。

一方で、消費税増税に当たっての、いくつかの注意事項も従来から指摘されてきた。第一は、消費税の「逆進性」への対応、第二は、高齢者内における世代内の公平性の確保、第三は、徴税システムを、一段と公平かつ透明なものとしていくこと等が、重要な問題と考えられている。

2.2.1 逆進性の議論

消費税の税率引き上げに関して、低所得層に対する逆進性の緩和策が検討される一方、逆進性はあまり重要でないとする意見も多い。特に逆進性は、一時点の所得においてのみ発生するもので、生涯所得に対しては観察されないとの主張もある。そこで、まず逆進性についての意見をまとめてみる。

①逆進性の問題はあまり重要でないとする説

政府税調の答申(2007)では、「一時点の所得の水準という一つの尺度からのみ担税力を評価することは必ずしも適当でなくなっている」とし、消費は、一時点よりも生涯を通じた経済力をより正確に反映していると考えられる。これに比例的に負担を求める消費税は、むしろ負担の公平に資するとの見方も可能であるとした。^(注17)

(表2)参照

土居(2008)によると、逆進的だといえるのは、人々の消費行動をある一時点だけに限定してみているからで、個々人の消費行動を一生涯通じてみると、消費の負担は、生涯所得が多ければそれだけ多くなり、税負担は逆進的でなく比例的になると理解するのが正しい。

表2 収入階級別の実収入に占める税負担割合

(単位：%)

所得層(分位)	96年	98年	08年
I(消費税)	1.6	2.7	2.8
X(消費税)	1.2	2.0	1.9
I(税合計)	6.2	6.7	7.7
X(税合計)	14.7	15.4	14.7

(出所) 政府税制調査会(2007)「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方、資料8-7(平成16年分)」16頁より作成。

したがって、所得が多い人ほど消費額も多くなるといえるので、消費税は生涯所得に対して比例的な税であると主張する。(注18)

また、大竹・小原(2005)も、消費税の逆進性という問題は、一時点の所得を税の負担能力であると見なしたための間違いである。生涯所得を租税の負担能力であると考えれば、消費税は本来、所得に対する比例税に過ぎない。その意味で、少子高齢社会における財源として、消費税の逆進性を問題視すべきではない、と主張している。(注19)

図2では、このときの消費税率が5%だとすると、50歳の所得に対する消費税負担率は約3.8%、70歳の所得に対する消費税負担率は約9.5%となり、所得の少ない高齢者が高い消費税負担比率となっているため、逆進的な状況を示している。しかし、この両者は年齢が異なるだけで生涯所得は同じであるから、生涯所得に対する消費税負担で考えると、4.8%の消費税負担率ということになる。

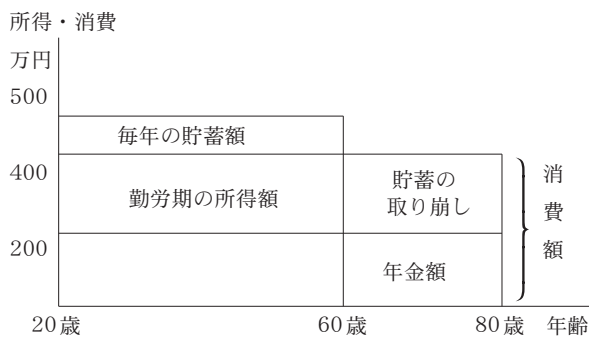


図2 ライフサイクルモデルの消費行動

(出所) 大竹・小原(2008)5-8頁。

②逆進性は存在するので、低所得層への軽減税率等を考慮した、何らかの対策が必要であるとする説

橋本(2009)は、現行の消費税の逆進性は、それほど大きくないものの、一時点だけでなく、生涯所得に対しても逆進性が観察されたと結論づける。そして、消費税の逆進性を緩和することでは、複数税率化よりも、給付付き消費税額控除の導入の方が有効であることを明らかにした。(注20)

加藤(2000)は、家計調査をもとに、収入階層別に消費支出に対する消費課税の税負担割合を推計した。その結果、収入階層別の差はごくわずかで、消費支出に対して概ね比例的な負担となっている。一方、実収入に対する消費課税の税負担割合は、所得階層別十分位のIとX階層をみると、消費課税計/実収入が、I:3.6%、X:2.4%となっており、実収入が増えるにつれてやや低下する傾向がある。しかし所得税などを含めた全ての税の合計についてみると、実収入に対する税負担割合は、実収入が増えるにつれて大きくなる傾向があり、税制全体としては負担の累進性が確保され公平性を保っているとの評価であった。(注21)

③税体系の見直しによる、消費税増税論

森信(2009)は、消費税の逆進性を認めた上で、逆進性への対応策を検討している。その中で、非課税・優遇税率とその問題点、逆進性対策として低所得者層への税還付を検討した。その結果、「優遇税率の逆進性対策としての効果が弱いこと、他方で事業者・納税者のコスト増を招くこと、低所得者層の不平等度を改善するのであれば、広く所得税、相続税等を含む税制全体の中での対応や社会保障といった歳出措置さらには給付付き税額控除による対応を組み合わせることが効果的である」と提言した。(注22)

また、井堀(2001)も、「現在必要なことは、将来の財政再建が十分に現実性のある形で行われるという信頼感を国民や市場にもたせるように、現実性のある再建のシナリオを提示することである」として、歳出削減と最小限の増税を提案している。それに加えて、真に必要な税制上の対策は、短期的な租税特別措置ではなく、税制本体に入れ込む形で恒久的に実施すること、また、納税者番号制度を導入して、納税者の理解と支持を確保することが公平で透明な財政運営につながると強調する(注23)。これらの議論は、①、②の諸説の中でも、今後の消費税制のあり方として重要とされている。

3 消費税の問題点－直間比率と逆進性－

3.1 直間比率是正論とその現状

80年代の税制抜本改革以来、消費税に関してはその導入時以来、直間比率の是正とその逆進性が大きな問題とされてきた。そこでまず直間比率の現状についてみる。

図3は、41年から08年までの直間比率の推移を示している。税制改革論議が行われた80年代後半から90年前半にかけては、わが国の近年最大の景気上昇期ということもあり、直接税、間接税ともに税収が増大し、直接税の税収比率が最大になった時期である。この時、政府税調の議論の中では「わが国も、今後の高齢社会対策のため、欧州を見習った間接税に比重を置く税体系に」と

いう改革志向が盛んに唱えられた。これは直間比率が変化すれば、将来の財源確保が安定的にできると考えたからであろう。(注24)

しかし、08年現在の直間比率を見ると、すでに欧州並みの間接税比率にまで結果として上昇している。比率の是正だけであれば目標を達成している。これは、当初予定した直接税と間接税の比率の変化が達成されたわけではなく、消費税は導入以来ほぼ一定の収入を維持しているが、90年代以降の長期的な景気後退による直接税収入の大幅な減少により、結果として直間比率が変化したものと考えられる(図4参照)。

したがって、最近の税制改革の中では、直間比率の是正論議は行われていない。

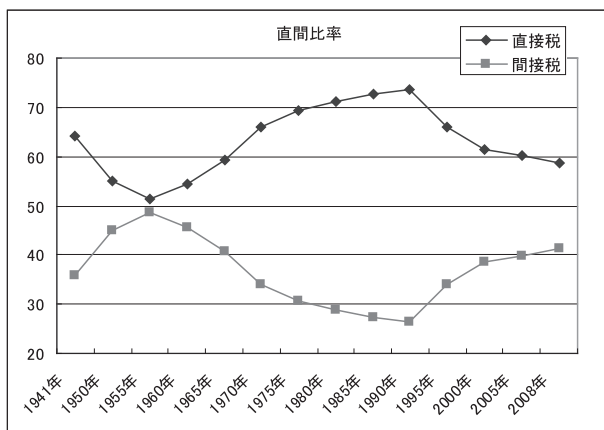


図3 直間比率の推移 (1941～2008年)

(出所) 財務省財務総合政策研究所編「財政金融統計月報」(各年租税特集)より作成

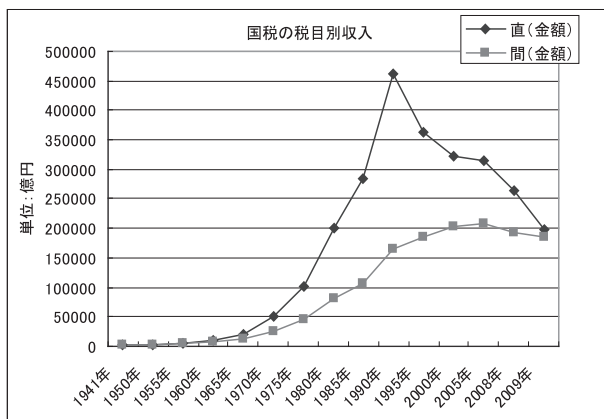


図4 国税の税目別収入 (1941～2008年)

(出所) 財務省財務総合政策研究所編「財政金融統計月報」(各年租税特集)より作成。

3.2 所得階層別の消費税負担の割合

消費税の逆進性を検証するため、総務省「家計調査年報」の「年間収入五分位・十分位階級別年平均1ヵ月間の収入と支出」(勤労者世帯)を用いて、所得に占める消費税の負担割合(逆進性)と、所得に占める消費税、

直接税の負担割合を検討する。

検討時期は、消費税導入時の89年前後(88、90年)、税率が上昇した97年前後(96、98年)、98年と09年(最近)の3段階で検討する。なお、本推計は家計調査年報の当該年度における所得階層別の年間所得と、消費支出総額から推計した消費税額から算出したもので、生涯にわたる消費税額を考察したものではない。

3.2.1 88年、90年の比較

まず、消費税が導入された89年前後(88、90年)の負担の状況のみをみる。

図5は、消費税導入前の88年と、導入直後の90年の所得に占める消費税の負担割合を示している。所得階層I、IV、VIIIでは負担はほとんど変化していない。V、VIの中間所得層では、以前よりも負担が増加し、II、IIIの低所得層、VII、IX、Xの高所得層では、以前よりも負担が減少した。低所得層の負担の減少が大きく見られるが、全体として負担の増減に極端な開きはないように見える。

図6は、同じく88年と90年の所得に占める消費税と直接税の合計の負担割合を示したものである。

所得階層II、VIはほとんど変化がない。I、III、IV、V、VII、VIII、IX、Xの幅広い所得階層では、以前よりも負担が減少し、特にVIII、IX、Xの高所得層になるほど、負担の減少割合が大きくなっていることが分かる。

また、図6は図5の消費税だけの場合と比較して、低所得層と高所得層の負担の格差が縮小している。これは、図6には直接税が含まれるため、その再分配効果により税制全体の公平性が確保されていると考えることができる。

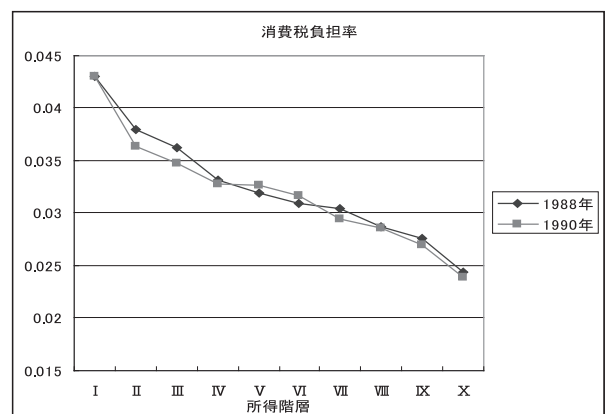


図5 消費税の所得に占める割合 (88年、90年)

(出所) 総務庁統計局編「家計調査年報」(88年、90年)より作成

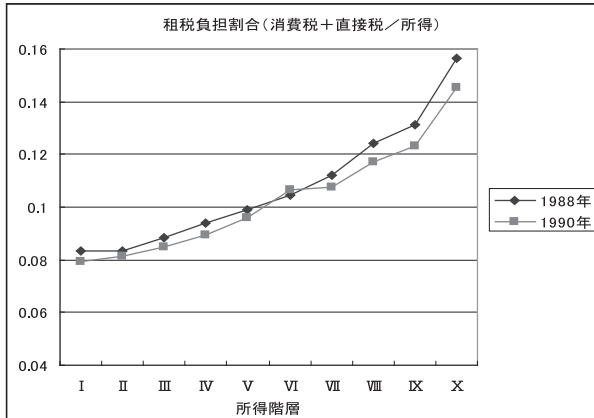


図6 消費税、直接税の所得に占める割合 (88年、90年)
(出所) 総務庁統計局編「家計調査年報」(88年、90年)より作成

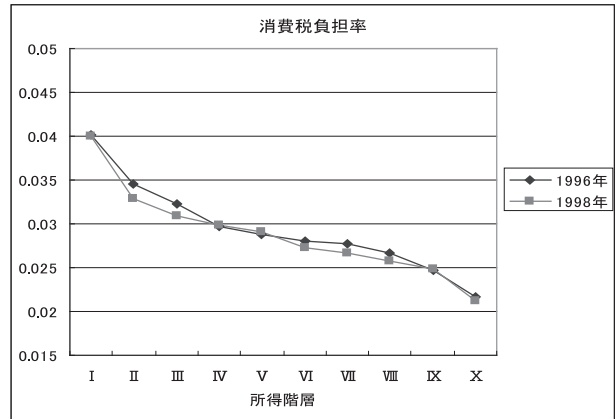


図7 消費税負担率 (96年、98年)
(出所) 総務庁統計局編「家計調査年報」(96年、98年)より作成

3.2.2 96年、98年の比較

次に、消費税の税率が引上げられた97年前後(96、98年)の消費税負担割合の変化をしてみる。

図7は、96年、98年の所得に占める消費税の負担割合を表している。96年と98年を比較すると、I、IV、IXの所得階層では、負担割合はほとんど変化していない。V、IXの階層では、若干負担が増加し、II、III、VI、VII、VIII、Xの広い所得階層では、96年よりも98年の方が、消費税負担が減少している。これは中間的な所得階層を除き、ほとんど全ての階層で消費税の負担が減少したと判断することができる。

次に、直接税を含む租税全体の所得に占める負担割合はどうなっているであろうか。同じく96年、98年を比較してみる。

図8から、IXの所得階層では、ほとんど変化がない。I、II、III、IV、V、VI、VII、VIII、Xの幅広い階層で税負担が減少している。特に低所得、中所得層での減少が大きい。図7と比較しても明らかのように、消費税以外の直接税が加わると負担割合が大きく減少した。これは、97年の消費税の税率アップ時に、増税の見返りとして、95、96年度から所得税減税や特別減税、所得控除の拡大等を行ったためと考えられる。実際、97年度の税収でみると4兆円の税収増加に対して、6兆5千億円の特別減税等があり、税収は約2兆5千億円も減収となっている。

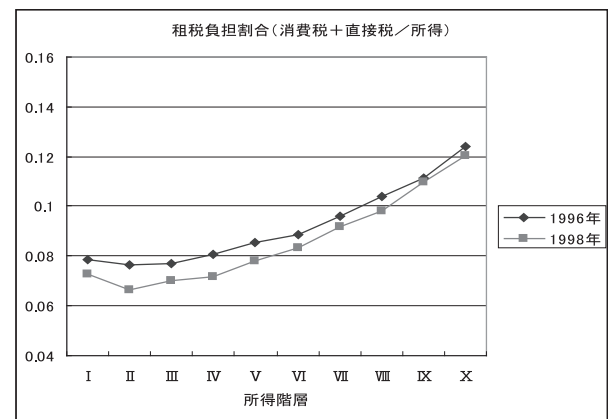


図8 消費税、直接税の所得に占める割合 (96年、98年)
(出所) 総務庁統計局編「家計調査年報」(96年、98年)より作成

3.2.3 98年、09年の比較

最後に、消費税の税率引上げ後の98年と最近の09年を比較する。

図9は、98年、09年の所得に占める消費税の負担割合を表している。98年と09年とを比較すると、V、VIIIの所得階層では、負担割合はほとんど変化していない。I、II、III、IV、VI、VIIの低所得から中所得階層で、98年に比べて09年の負担が多くなっている。特に、低所得層であるI～IV区分の階層の負担が極端に大きいことが判断できる。一方、IX、Xの高所得階層では、若干負担割合が減少している。

以上から、消費税が増税された97年以降、この10年間は、高所得階層を除く全ての階層で負担が増加したこと、それもIからIVの低所得階層の負担が極端に増加してきたことが推測できる。

次に、直接税を含む租税全体が所得に占める負担割合はどうなっているであろうか。同じく98年と09年を比較してみる。

図10から、VII、VIIIの所得階層ではほとんど変化して

いない。I、II、III、IV、V、VIの多くの所得階層で負担割合が上昇している。特にIからVの低所得から中所得階層で大きく負担が上昇した。一方、IX、Xの高所得階層では、逆に負担が減少している。(注25)

消費税だけを見ても、租税全体で見ても、98年以降は低所得層の各階級で税負担が大きく上昇する一方、高所得階層では逆に負担が減少した。この理由として、近年の10年間は、消費税導入時の各種の減税措置、特別控除等が見直されて削減される一方、景気後退による所得の減少、低所得層と高所得層の所得格差の拡大により、低所得階層に税負担が偏ったものと考えられる。

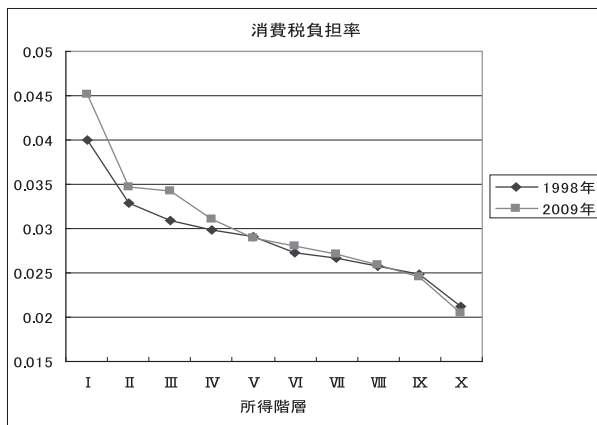


図9 消費税の負担割合 (98年、09年)

(出所) 総務省(総務庁)統計局編「家計調査年報」(98年、09年)より作成

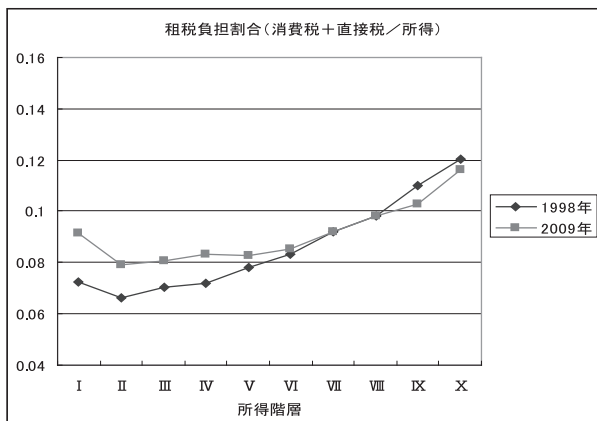


図10 消費税、直接税の所得に占める割合 (98年、09年)

(出所) 総務省(総務庁)統計局編「家計調査年報」(98年、09年)より作成

3.2.4 結果の考察

以上の、所得に占める消費税と直接税を含めた負担割合を比較年度ごと、所得階層別(I階層とX階層)に見ると、図5、7、9より88年(I:0.043、X:0.024)、90年(I:0.043、X:0.02)、96年(I:0.040、X:0.02)、98年(I:0.040、X:0.021)、09年(I:0.045、X:0.020)となっており、IとXの所得階層別の比率は、88年1.77

倍、90年1.77倍、96年1.86倍、98年1.88倍、09年2.22倍と上昇している。

また、所得に占める消費税・直接税の負担割合を同様に観察すると、図6、8、10より88年(I:0.083、X:0.157)、90年(I:0.079、X:0.145)、96年(I:0.079、X:0.124)、98年(I:0.073、X:0.120)、09年(I:0.091、X:0.116)となっており、IとXの所得階層別の比率は、88年1.89倍、90年1.83倍、96年1.57倍、98年1.64倍、09年1.27倍へと、こちらの数値は年々負担の割合が減少している。

これらの結果から、近年の消費税負担の特徴は、第一に、所得に占める消費税負担の割合が、所得階層IとXとでは約2倍の差があり、これは消費税の導入時以来拡大傾向にあること。この開きが、消費税の逆進性が存在する根拠として以前より指摘されている。第二に、直接税を含む租税の負担割合も所得に対して比例的ではなく、特に近年は低所得層と高所得階層の間で、対所得比率が減少傾向にあり、所得税の累進構造が緩和傾向にあることが観察された。したがって、家計調査における単年度の所得階層別での結果を見る限り、少なからず逆進性は存在すると考えられる。

4 おわりに

今後の高齢社会と人口減少のため増税が不可避ならば、所得税より消費税に重点を置いた増税を行うことが望ましいというのは80年代以降の多数意見である。

事実、民主党政権下で行われた「無駄をなくせば増税しなくても財源が確保できる」、とした事業仕分けは1兆円にも満たず、実際に財政健全化に寄与する程度は限定的である。(注26)

一方で、消費税へのシフトは垂直的公平性の問題や景気の自動安定化機能の低下など多数の問題を伴うため、所得税の公平性、累進構造や控除制度の見直し等、国民にとって複雑な仕組みという所得税改革も同時に必要となる。したがって税制改革の制度設計にも相当の配慮が必要となる。また、消費税を社会保障財源の確保にという点からは、消費税増税議論の前に、年金・医療など社会保障システムの全体像が改革され提示されなければならない。(注27)

今後は、ライフサイクルを用いた検証結果や他の統計結果との比較で考察を行い、さらに他の税負担、国民負担等との公平性、中立性を考慮した方向性を模索したいと考える。

本格的な消費税議論が始まって20余年、税制改革の理念が、今後の社会維持のための財源確保なのか、経済成長の役割を担うための改革なのか、選挙のための改革かを明確にすることも課題として残された。

注

- (注1) 民主党マニフェスト2010、6-8頁。
(注2) 民主党マニフェスト2009、9-13頁。
(注3) 自民党マニフェスト2010では、少子化対策等の機能強化(7兆円)、社会保障の自然増分(初年度1兆円)、現在消費税以外で賄われている年金・医療・介護費用(7.3兆円)、合計15.3兆円である。36-39頁参照。
(注4) 社団法人日本経済団体連合会(2010)、2頁。
(注5) 毎日新聞社(2010)、72-73頁。
(注6) 政府税制調査会(2010)、3-6頁。
(注7) 飯塚尚己(2003)、88-89頁。
(注8) 木下和夫(1992)、366-367頁。
(注9) 加藤寛(2000)25-27頁。
(注10) 橋本内閣を継いだ小淵内閣は、景気対策のため国債を増刷し、任期中に84兆円も借金を増やした。
(注11) 石弘光(2006)、1-3頁。
(注12) 政府税制調査会(2006)、1-3頁。
(注13) 政府税制調査会(2008)、2-4頁。
(注14) 政府税制調査会(2009)、5-7頁。
(注15) 政府税制調査会(2010)、13頁。
(注16) 神野直彦(2010)、21頁。
(注17) 政府税制調査会(2007)、22-24頁。
(注18) 土居丈朗(2008)、9-10頁。
(注19) 大竹文雄・小原美紀(2005)、4-9頁。計測結果によると、生涯所得が高い人ほど、生涯所得に対する消費性向が高いため消費税は「累進的」でさえあったとしている。
(注20) 橋本恭之(2009)、1-3頁。
(注21) 加藤寛監修(2000)、227頁。
(注22) 森信茂樹(2009)、11-26頁参照。
(注23) 井堀利宏(2001)、158-160頁。
(注24) 直間比率の見直しは、この相対比を5:5に改めることを意味していたが、課税ベースの広い間接税導入が不可避という含意があった。石弘光(2009)、114頁。
(注25) 大竹文雄・小原美紀(2005)による、消費税/生涯所得(1999)では、I:1.6%からX:4.0%と生涯所得に対して比例的、高所得層では累進的になっている(9頁)。
(注26) 井堀利宏(2010)、20-22頁。
(注27) わが国の税制が国民に信頼されない限り、消費税増税を含む税制改革も国民に支持されることはないと思われる。

参考文献・参考資料

- ・飯塚尚己(2003)「消費税をいかに見直すべきか」『別冊『環』⑦税とは何か』藤原書店
- ・石弘光(2006)『今後の税制改革についての議論に向けて』政府税制調査会会長談話
- ・石弘光(2009)『消費税の政治経済学－税制と政治のはざままで－』日本経済新聞出版社
- ・井堀利宏(2001)「財政再建は先送りできない」岩波書店
- ・井堀利宏(2010)「あるべき税制の全体像」土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社
- ・大竹文雄・小原美紀(2005)「消費税は本当に逆進的か」『論座』127号
- ・加藤寛監修(2000)「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」大蔵財務協会
- ・木下和夫(1992)『税制調査会－戦後税制改革の軌跡－』税務経理協会
- ・神野直彦(2010)「政府税制調査会：税制改革議論の中間的な整理」
- ・土居丈朗(2008)「各論消費税」森信茂樹編『抜本的税制改革－安心社会の建設と経済活性化の両立を－』21世紀政策研究所
- ・土居丈朗編著(2010)『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社
- ・橋本恭之「消費税の逆進性と複数税率化」(2009) (財)関西社会経済研究所ディスカッションペーパー No.16
- ・森信茂樹編(2008)「抜本的税制改革－安心社会の建設と経済活性化の両立を－」21世紀政策研究所
- ・森信茂樹(2009)「消費税の逆進性対策を考える」会計検査研究N0. 40
- ・日本経済団体連合会(2010)「平成23年度税制改正に関する提言」
- ・毎日新聞社(2010)『エコノミスト』第88巻第43号
- ・政府税制調査会答申2006年、2007年、2008年11月、2009年、2010年
- ・政府税制調査会(2009)「平成22年度税制改正大綱－納税者主権の確立へ向けて－」(平成21年12月22日)
- ・政府税制調査会(2010)「平成22年度税制調査会(第3会)資料：検討課題」(平成22年10月)
- ・総務省(総務庁)統計局編「家計調査年報」1987年～2010年
- ・自由民主党マニフェスト2010
- ・民主党マニフェスト2009、2010